

# 定期購入トラブルに注意ください!!



販売サイトや動画配信サイト等で「初回無料」「お試し価格〇円」と通常より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品や化粧品等の通信販売に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。

## こんなトラブル事例があります

### 事例①

スマートフォンで、化粧品が初回限定で安く購入できるという広告を見て、お試しのつもりで注文したところ、2回目と3回目の商品も届いてしまった。解約をしようと業者に電話をかけたが一向につながらず、手続きができない。どうしたらよいか。

### 事例②

動画配信サイトに出てきた広告を見て、体力増進のためのサプリメントを購入した。1回限りの購入であることを確認して購入したにもかかわらず、4回の受取りが条件の定期購入になっていた。納得できない。

▼インターネット通販を含む通信販売の契約は、「自ら商品を選び、取引条件を確認して注文すること」が前提です。しかし、「消費者が確認すべき契約内容や重要な表示を消費者にとって分かりにくく表示しているサイトもあり、それが定期購入のトラブルの原因の一つになっています。不要なトラブルを避けるために、インターネット通販で申し込む際は、最終確認画面で商品内容や取引条件・解約条件等を慎重に確認しましょう。

### 購入時に確認するポイント

□定期購入が条件になっていないか・総額いくらかなど契約内容を確認しましょう。

商品注文するときは、広告の記載や価格だけでなく、すみずみまで確認し、最終確認画面を保存して契約内容を記録しましょう。

□解約や返品ができるか、できる場合の条件を確認しましょう。

インターネット通販をはじめとした通信販売は、クーリング・オフ制度がありません。そのため、事業者の規約に従う必要があります。必ず規約を読みましよう。

□不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

### ●首長表明

市が設置する消費生活相談窓口では、架空請求などの悪質商法や商品の売買契約時に発生したトラブル（消費者トラブル）に関する相談をお受けし、問題解決に向けた支援を行っています。

これからも地域の身近な相談窓口として、相談体制の強化・充実に努めるとともに市民のみなさんが安心して暮らせる地域社会を目指して継続的に消費者行政の推進に励んでまいります。

令和6年2月1日

郡上市長 日置 敏明

## 多重債務無料相談会 ～返しきれない借金にお困りの人へ～

**開催日時** 2月17日（土）午後1時～4時  
**場所** 岐阜県県民生活相談センター（岐阜市藪田南5-14-53 OK Bふれあい会館1棟5階）  
**相談対応** 弁護士、司法書士 等  
**相談方法** 面接相談（相談時間は1人30分で、2日前までに電話予約が必要です）  
**予約・電話相談** 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003  
**受付** 月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時

## ◆相談窓口一覧◆ 困ったときには、消費生活相談窓口にご相談ください!※相談は無料で秘密は固く守られます。

窓 口	電話番号	受 付 日
消費者ホットライン	188	年末年始を除く毎日 ※ガイダンスに従って操作すると、お近くの相談窓口につながります。 平日：午前8時30分～午後5時15分:郡上市役所 土曜日：午前9時～午後5時:岐阜県県民生活相談センター 日曜祝日：午前10時～午後4時:国民生活センター
消費者ホットライン	03-3446-1623	月～金曜日：午前10時～正午、午後1時～4時 ※祝日・年末年始を除く。最寄りの相談窓口につながらない場合に相談を受け付けています。
岐阜県県民生活相談センター	058-277-1003	月～金曜日：午前8時30分～午後5時 土曜日：午前9時～午後5時(電話のみ) ※祝日・年末年始を除く
可茂県事務所振興防災課	0574-25-3111	月・火・木・金曜日：午前8時30分～正午、午後1時～4時30分 ※祝日・年末年始を除く